

分科会等名： 医師の専門職自律に関する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>高度の専門的知識・技術を基盤としておこなわれる社会活動の評価は、同じ専門的知識・技術を有する同僚 (peer) による評価に基礎が置かれなければならない。専門職集団が自己の利益を守ろうとして不公正な行為を続けると、その専門職集団は社会の信頼を失い、結果的に適性・適切な業務提供が不可能となる。医療集団は、法曹集団とならぶ、そのような専門職集団の一つである。先進諸国のそれぞれの専門職集団は社会からの信頼を獲得し、また社会から業務に相応しい評価を受けるために、組織を形成し守るべき倫理綱領や行動規範をその構成員に課している。わが国にも、これに類した医師組織が存在しないわけではない。しかし、そのような組織が、今日の医療の危機、すなわち医療に対する社会的信頼の低下、一部の勤務医への負担の著しい集中、医師不足と医師の偏在など、山積する課題に対応するに足る国民の信頼と支持を得ているとは言えない。「医師の専門職自律に関する分科会」は、医療を支える医師の自律的組織のあり方とその選択肢、そして将来像について、先進諸国の現状と対比しつつ検討し、提言などを行うことを目的として設置される。</p>
4	審議事項	医師の専門職としての自律を確保し、医療に対する信頼を高めて行くためには、どのような自律組織が考えられるか、その選択肢と将来像について検討する。
5	設置期間	常設
6	備考	